

千葉県民体育大会開催基準要項

1 総 則

千葉県民体育大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

「ゆめ半島千葉国体」を契機に、広く県民の間に普及したスポーツを、県民の健康増進と体力の向上を図りながら県内地域に振興し、地域文化の発展に寄与するとともに、県民生活を明るく豊にするものとする。

3 回 数

大会は、昭和23年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算して暦年を基準として回数を順次付するものとする。

4 主 催

大会の主催者は、千葉県、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）、公益財団法人千葉県体育協会（以下「県体協」という。）及び開催地市町村教育委員会とする。

5 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する
- (2) 大会は、冬季・夏季・秋季の各季別に分けて、この順に開催する。
- (3) 夏季・秋季大会は、「ゆめ半島千葉国体」開催地において開催する。ただし立地条件及び施設等から実施困難な競技がある場合は、別に細則で定める要領により他の会場・日程で開催することができる。冬季大会の開催地は大会ごとに定める。
- (4) 大会で実施する競技は、第7項に掲げる内容とする。
- (5) 各競技の運営は、県体協加盟競技団体が主管する。
- (6) 大会の諸施設は、別に細則で定める施設基準による。
- (7) 大会の実施競技及び参加人員等は、第7項を基準とし、開催地の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で決定する。

6 大会参加者

- (1) 大会の参加者は、郡市体育協会選手団（以下「参加選手団」という。）並びに大会役員・競技会役員・補助員とする。
- (2) 大会参加選手団は、郡市体育協会を代表する者で、別に細則で定める参加資格を有しなければならない。

7 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 大会での実施競技は、正式競技及び公開競技とし、正式競技は郡市対抗として行うものとする。
- (2) 正式競技・公開競技は、県体協加盟競技団体の競技のうち、原則として2郡市以上の参加郡市があるもので主催者が認めたものとする。
- (3) 各季大会の実施競技及び各競技の参加人員は、別に細則及び競技別実施要

項に定めるものとする。

- (4) 各競技の実施種別は、原則として男子の部・女子の部とし、参加資格及び年齢基準については別に細則で定める。

8 大会開催の時期・期間及び会期

- (1) 冬季大会の時期は11月～7月、夏季大会は8月下旬～9月上旬、秋季大会は10月とする。ただし、その年の国民体育大会の会期等により県教育委員会・県体協及び実施競技団体並びに開催地区が協議し決定する。
- (2) 各季大会の期間は、原則として2日以内とする。ただし、運営上困難のある競技は別に競技別実施要項に定めるものとする。
- (3) 秋季大会の中心期に実施する競技は如何なる理由においても所定の期間を延期することはできない。

9 表彰

- (1) 冬季・夏季及び秋季大会を通して実施した全正式競技の男女総合成績第1位の郡市に優勝旗を、男子総合成績第1位及び女子総合成績第1位の郡市に優勝盾を授与する。
- (2) 冬季・夏季及び秋季大会を通して実施した全正式競技の男女総合成績及び男子総合・女子総合成績第1位から第8位までの各郡市に賞状を授与する。
- (3) 各競技の男子及び女子第1位から第3位までの郡市に賞状を授与する。
個人種目の水泳・陸上・ライフル射撃・ボクシング・レスリング・自転車・ウエイトリフティング・スケートの各競技は、各種目の第1位から第3位までに賞状を授与する。
- (4) 総合成績決定方法は、別に細則で定める。

10 大会の式典

- (1) 総合開会式は、秋季大会中心会期前日に原則として県総合スポーツセンター内において行う。
- (2) 各競技の開始式は、それぞれの競技会場で行い、その式典内容は開催地で定める。
- (3) 各季大会の閉会式式典は、それぞれの競技会場で競技終了後表彰式として行うものとする。
- (4) 総合開会式式典は、次の項目を原則とする。ただし、アトラクション等を実施することもできる。
 - ア 秋季大会総合開会式
 - ・開会宣言
 - ・優勝旗、杯、返還
 - ・大会会長あいさつ
 - ・県知事あいさつ
 - ・選手宣誓
- (5) 式典の所要時間は、原則として1時間以内とする。
- (6) 競技別開始式及び表彰式の方法については、別に細則で定める。

11 大会役員

- (1) 大会役員は、別に大会役員編成基準表により定める。
- (2) 競技会役員は、別に競技役員編成基準表により定める。

1 2 千葉県民体育大会事務局及び開催地区実行委員会

- (1) 県教育委員会は、大会運営のために（公財）千葉県体育協会内に大会本部を置き事務局を設ける。（以下大会本部事務局という。）なお、大会本部事務局の構成及び業務等については、細則で別に定める。
- (2) 実施競技団体は千葉県民体育大会担当者を配し、関係機関、団体等と競技会運営のため連絡調整を図るものとする。

1 3 大会の実施要項

大会の総則並びに各競技の実施要項は、主催者間で協議し、開催年度の4月末日までに立案し、県民体育大会代表者会議において決定する。実施要項は、大会本部事務局で作成・配付する。実施要項に記載する内容は別に細則で定める。

1 4 参加申込

- (1) 郡市体育協会は、郡市大会において選抜又は選考された者を郡市体育協会長名で本大会会長宛申し込むこととし、個人等の直接申込みは認めない。
- (2) ①参加申込書は所定の様式により各競技1部作成し、郡市体育協会がとりまとめ、定められた期限までに下記事務局へ一括して送付する。
②参加申込完了届は、所定の様式により郡市体育協会から、定められた期限までに下記事務局へ送付する。
〒263-0011 千葉市稲毛区天台町3-2-3 公益財団法人千葉県体育協会内
千葉県民体育大会本部事務局 電話 043-254-0023 FAX 043-254-0990
- ③電子データでの申込については、各競技所定の様式により郡市体育協会が確認し、各競技で指定されたアドレス宛に送信する。
- ④各競技団体担当者は参加申込受付確認書を上記事務局まで郵送する。
- (3) 参加申込期限は、大会本部事務局が実施競技団体と協議して決定する。
- (4) 参加申込書は、大会本部事務局で作成し本協会ホームページにアップする。

1 5 プログラム

- (1) プログラムは、競技別プログラムとする。プログラムに記載する内容は、別に細則で定める。
- (2) 競技別プログラムは、実施競技団体が作成し、次については無料配布する。
 - ・競技会役員 各1部
 - ・競技役員 各1部
 - ・参加郡市体育協会 各5部（代表者会議で3部、会場地で2部）
 - ・大会本部事務局 各2部

1 6 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、県教育委員会運営委託金等を充てる。

1 7 記 録

- (1) 大会本部事務局は、競技成績等を記録し、円滑に発表するため記録本部を設置する。
- (2) 記録本部の設置場所は、公益財団法人千葉県体育協会内とする。

千葉県民体育大会 大会役員編成基準表

	千葉県					郡市			
	県 関 係	教 育 委 員 会	体 育 協 会	県 総 合 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	実 施 競 技 団 体	開 催 市 町 教 育 委 員 会	開 催 郡 市 地 区 協 会	実 施 競 技 団 体	参 加 郡 市 体 協
名 誉 会 長	知 事								
名 誉 副 会 長						市 町 長			
会 長			会 長						
副 会 長			理 事 長 副 理 事 長				会 長		
顧 問	議 会 議 長 文 教 常 任 委 員 長	教 育 委 員 長 教 育 委 員 長	顧 問			議 会 議 長 教 育 長			
参 与		教 育 振 興 部 長	参 加 盟 団 体 与 長 事				副 会 長 実 行 委 員 会 副 会 長		
大 会 委 員 長		体 育 課 長							
大 会 副 委 員 長			県 民 ス ポ ー ツ 委 員 会 委 員 長 専 務 理 事				県 民 体 育 大 会 事 務 局 長		
大 会 委 員		体 育 課 主 幹 員 体 職	理 事	セ ン タ ー 長	理 事 長			理 事 長	理 事 長

千葉県民体育大会 競技会役員編成基準表

	千葉県	開催市町			
	競技団体	市	町	協 体	実 施 体
名誉会長		市 町 長			
会 長	会 長				
副 会 長	副 会 長		会 長	会 長	
顧 問	顧 問	議 会 議 長 教 育 長			
参 与	参 与	体 育 主 管 課 長	副 会 長	副 会 長	
委 員 長	理 事 長				
役 員	関 係 者	関 係 者		関 係 者	

千葉県民体育大会開催基準要項 細則

- 1 本則第5項第3号（開催地が2地区以上にまたがる場合）
開会式場及び競技会場地については、主催者間の協議で決定するものとする。

- 2 本則第5項第6号（施設基準）

「冬季大会」

競 技	基 準	摘 要
ス キ ー	大回転コース 県スキー連盟が適当と認めるコース クロスカントリーコース, 男子3km 女子1.5km	
ス ケ ー ト	スピードスケートリンク 1周111.2m フィギアスケートリンク 1面60×30m アイスホッケーリンク 1面60×30m	

「夏季大会」

競 技	基 準	摘 要
水 泳	日本水泳連盟公認プール1 25m補助プール1 自動計時審判装置	
ヨ ッ ト	県セーリング連盟が適当と認める水域1 艇置場（仮設でも良い）	
ボ ー ト	県ボート協会が適当と認める水域1 艇置場（仮設でも良い）	

「秋季大会」

競 技	基 準	摘 要
総 合 開 会 式	県総合スポーツセンター4階 多目的ホール	
陸 上 競 技	棒高・ハンマー・槍・円盤投等の施設・器具用具を完備 上記の他, 公認1種～3種競技場1	更衣室・控室・記録室・ 放送設備等完備 仮設でも可
バレーボール	規定の屋内コート8面（2面×4会場）	会場分散可
クレー射撃	規定の射撃トラップ2面スキート2面	
体 操	規定の各器具を設置することができる体育館	
相 撲	規定の競技場1	
テ ニ ス	規定のコート16面（8面×2会場）	会場分散可
軟式野球	規定の野球場2	会場分散可
卓 球	規定のコート24面	会場分散可
弓 道	規定の弓道場1（10人立近的） 遠的競技場1（仮設でもよい）	
ソフトボール	規定の競技場8面	会場分散可

競 技	基 準	摘 要
柔 道	規定の競技場 4 面を有する柔道場又は、体育館	会場分散不可
剣 道	規定の競技場 4 面を有する剣道場又は、体育館	会場分散不可
ソフトテニス	規定のコート 1 6 面（8 面×2 会場）	会場分散可
バドミントン	規定のコート 8 面を有する体育館 1	
サ ッ カ ー	規定の競技場 5 面	会場分散可 (競技日数等検討)
ラ グ ビ ー フットボール	規定の競技場 2 面	会場分散可 (競技日数等検討)
バスケット ボ ー ル	規定の屋内コート 4 面（2 面×2 会場）	会場分散可 (競技日数等検討)
ハンドボール	規定の屋内競技場 2 面	会場分散可
ボクシング	規定のリング 1 面を設置できる体育館	
フェンシング	規定のピスト 2 面設置することができる体育館 1	
レスリング	規定のマット 3 面を設置できる体育館 1	
空 手 道	規定の競技場 6 面を有する空手道場又は、体育館 1	会場分散不可
ライフル射撃	規定のライフル射撃場（エアライフル 2 6 射座 1・スモ ールライフル 2 6 射座 1・ビームライフル 1 0 射座 1）	
銃 剣 道	規定の競技場 4 面を有する体育館 1	
自 転 車	規定の競技場 1	
山 岳	県山岳連盟が適当と認める山岳	
ホ ッ ケ ー	規定の競技場 1	
ウ ェ イ ト リフティング	規定のプラットフォーム 1 面を設置することができる 体育館 1 練習会場 1	
な ぎ な た	規定のコート 2 面を有する体育館又は、武道館	
アーチェリー	3 0 m～5 0 mの射程距離を有する施設 1	
ゴ ル フ	1 8 ホール以上を有するゴルフ場 1	
ボウリング	2 0 以上のレーンを有するボウリングセンター	
馬 術	県馬術協会が適当と認める競技場 1	
カ ヌ ー	県カヌー協会が適当と認める水域 1	艇置場

(注)「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

3 本則第 6 項第 2 号及び第 7 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）

- (1) 参加監督・選手は、千葉県内に居住しているものであること。
- (2) 参加監督・選手の所属は、居住地または出身小学校および中学校所在地とする。ただし、居住地については、大会開催年（1 月以降開催の冬季大会は前年）の 4 月 3 0 日以前に住民登録をし、以降引き続きその市町村に居住しているものであること。
- (3) アマチュアであること。

学生（大学院生を含む）・生徒（原則として中学生を除く）の参加については、競技別実施要項において定めることとし、特に定めのない競技についての、学生・生徒の参加は認めない。ただし、競技別実施要項により参加を認められた学生・生徒の扱いは、次によるものとする。

- ア 定時制・通信制高校の生徒は、高校および一般の部のいずれの部にも出場できる。
- イ 専修学校・各種学校の生徒は、一般社会人とみなす。

上記の規定にかかわらず年齢基準のあるものについては、当該基準による。

- (4) 冬季，夏季，秋季を通じて1人1競技のみ参加できる。
- (5) 各競技には，登録に関係なく参加できる。ただし，特に経験，資格等を必要とする競技については，当該競技団体実施要項に定めるものとする。
- (6) 年齢制限のある競技の年齢算定基準は，大会開催年（1月以降開催の冬季大会は前年）の4月1日とする。
- (7) 各競技の実情により出場資格を制限することができる。
- (8) 選手は，健康診断を受けて健康であることを証明された者であること。

4 本則第9項第4号（総合成績決定方法）

- (1) 郡市対抗競技により男女総合順位，男子総合順位，女子総合順位を決定する。
各競技男女8位までを決定する。この得点は，1位8点，2位7点，3位6点，4位5点，5位4点，6位3点，7位2点，8位1点とする。
3位決定戦を行わない場合は，それぞれ5.5点とする。5位～8位を決定しない場合は，4チームを5位とし，その得点はそれぞれ2.5点とする。
総合順位は，競技別獲得点の合計をもって総合順位を決定する。ただし，同点のときは次により決定する。

※（アより順に適用する）

ア 優勝競技数， イ 2位競技数， ウ 3位競技数， エ 抽選

- (2) 競技別得点は，2郡市以上の参加に限り順位，得点を決定する。
その得点は，2郡市参加1位2点，3郡市参加1位3点・・・8郡市以上参加1位8点とする。
- (3) 雨天，日没等により競技不能の場合は，次により得点を分ける。
 - ア 決勝戦が実施不能の場合は，両チーム優勝とし，その獲得点は，それぞれ7.5点とする。
 - イ 準決勝戦以降が実施不能の場合は，4チーム優勝とし，その獲得点は，それぞれ6.5点とする。
 - ウ 5位～8位決定戦が実施不能の場合は，4チームを5位とし，その獲得点は，それぞれ2.5点とする。
 - エ 準々決勝以降が実施不能の場合は，8チームに対し4.5点を獲得点とする。
 - オ 上記以外の形態で実施不能の場合は，各競技団体が協議し決定する。

5 本則第10項第5号（開始式及び表彰式の要領）

(1) 開始式

- ア 競技会会長あいさつ
- イ 開催地市町村代表あいさつ
- ウ 競技別優勝楯返還

(2) 表彰式

- ア 成績発表
- イ 表彰状授与

6 本則第7項第3号

		競技名	男子	監督	登録選手	女子	監督	登録選手	計
冬季	①	スキー（大回転・継走）	○	2	19	○		16	37
	②	スケート（スピード・フィギア）	○	2	自	○		自	自
		アイスホッケー	○	1	20				21
夏季	(1)	水泳	○	4	50	○		50	104
	(2)	ヨット	○	1	3	○	1	2	7
	(3)	ボート	○	1	6	○		6	13
秋季大会	1	陸上	○	2	20	○		18	40
	2	バレーボール	○	3	14	○	3	15	35
	3	クレ射撃（トラップ・スキート）	○	1	10				11
	4	体操（競技・新体操）	○	2	14	○	2	14	32
	5	相撲	○	1	5				6
	6	テニス	○	1	9			6	16
	7	軟式野球	○	1	19				20
	8	卓球	○	1	12	○	1	12	26
	9	弓道（近的・遠的）	○	1	6				7
	10	ソフトボール	○	4	18	○	4	18	44
	11	柔道	○	1	10				11
	12	剣道（男女混成で男子種目）	○	1	5			2	8
	13	ソフトテニス	○	2	12	○	2	8	24
	14	バドミントン	○	2	8	○	2	8	20
	15	サッカー	○	1	25	○	1	25	52
	16	ラグビーフットボール	○	1	25				26
	17	バスケットボール	○	3	13	○	3	13	32
	18	ハンドボール	○	1	15	○	1	15	32
	19	ボクシング（ジュニア・シニア）	○	3	20				23
	20	フェンシング	○	1	7	○	1	7	16
	21	レスリング（高校・一般）	○	1	16				17
	22	空手道	○	1	8	○	1	4	14
	23	ライフル射撃	○	1	13				14
	24	銃剣道（自衛隊・一般）	○	2	10				12
	25	自転車（少年・一般）	○	1	自				自
	26	山岳	○	1	5	○	1	5	12
	27	ホッケー	○	1	12				13
	28	ウェイトリフティング （一般・高校）	○	1	11				12
	29	なぎなた（演技・試合）				○	2	14	16
	30	アーチェリー	○	1	7				8

		競 技 名	男子	監督	登録 選手	女子	監督	登録 選手	計
秋 季 大 会	3 1	ゴルフ	○	1	1 4			2	1 7
	3 2	ボウリング	○	1	6	○	1	3	1 1
	3 3	馬術	○	1	1 2				1 3
	3 4	カヌー	○	1	5	○	1	4	1 1

7 本則 1 2 項第 1 号（大会本部事務局の構成及び業務等について）

(1) 構成について

・ 事務局長（県教育庁体育課長）・次長（同主幹・同副課長・県体育協会事務局長）・局員
（県教育庁体育課担当職員）

(2) 業務等について

ア 総合企画及び運営に関すること

イ 関係機関及び団体との連携に関すること

ウ 実施競技団体・郡市体協及び会場地市町村並びに開催地区実行委員会との連絡調整につ
いて

エ 予算の編成，執行，助成金等に関すること

オ その他，諸会議等大会の目的達成に必要な事項に関すること

8 本則第 1 3 項（実施要項に記載する内容）

(1) 大会実施要項

ア 総則

・ 開会の趣旨，実施競技，会期及び会場，競技方法，参加資格等，表彰の方法，参加申
込方法，参加上の注意

イ 大会日程と会場一覧

ウ 各競技実施要項

エ 県体協加盟競技団体一覧表

オ 県体協加盟郡市体協一覧表

(2) 各競技別実施要項

ア 期日

イ 会場

ウ 種別（種目）及び参加人員

エ 競技上の規定及び方法

オ 参加資格等

カ 成績採点方法

キ 表彰の方法

ク 参加申込方法

ケ 参加上の注意

コ その他

9 本則第15項（プログラムに記載する内容）

- ア 県を統轄する競技団体会長あいさつ及び開催地市町村長の歓迎の言葉
- イ 競技会役員
- ウ 競技役員・係員及び補助員
- エ 開始式及び表彰式次第
- オ 会場案内又は図
- カ 競技日程
- キ 組合せ
- ク その他必要な事項